

車両保険適用範囲のご注意！ 1

事故・故障で車両が走行不能になった場合の利用者**移動費や宿泊費は自動車保険の契約に含まれません**

加入している自動車**車両保険が適用されるのは自損または他損で車両が被害にあった修理費用10万円以上場合のみです。**

貸し出し中に発生した10万円以下の損害や、**車両保険提要範囲外（自身の運転起因による対物なしの単独での機械的破損・故障は車両保険適用外です）は借主様に修理費用をご請求いたしますのでご了承ください。**

車両保険が適用できても修理費10万円までは借主様の負担（保険は自己負担10万円契約です）となりますので10万円まではご請求いたします。

2日目以降の日常点検義務は借り主様になりますのでご注意ください。日常点検不良による事故故障は借主様の責になります。

出発後、下記の修理にて費用が発生した場合はその費用をご請求します。（ご自身の契約している自動車保険が他車でもカバーされる契約内容でしたら使っていただいてもかまいません）

- ・ サイドブレーキ解除忘によるブレーキ破損
- ・ 下り坂フットブレーキ多用によるフェード現象・ベーパーロック現象によるブレーキトラブル
- ・ タイヤパンク
- ・ メインバッテリー上がり
- ・ フロントガラス飛び石
- ・ その他飛来物によるガラスや車体の破損（修理費が発生した場合）
- ・ 無料サービス範囲以上のロードサービス利用
- ・ そのほか加入している自動車保険でカバーされない部分の破損や修理

焦げ臭い、異音がする、ガタつく、加速が悪いなど平時と違う状況の時はほぼ100%車両に異常があります。
必ず停車し原因を探してください。被害が拡大しますので無理に走らないでください。

パンクのまま長距離走行するなど、被害拡大が防げたにもかかわらず対策を取られなかった場合も修理費をご請求いたします。

年 月 日
借受人

貸渡人

上記内容を了承しました。

事故故障があった場合は上記内容に沿って修理費を支払います
後になって不服や撤回を申し立てません。

車両保険適用範囲のご注意！ 2

- 自動車保険で保証されない部分についての弊社独自の追加保証等はありません、また予定の乱れや精神的苦痛に関しての保証もできませんのでご了承ください。
- お客様の責にて最終的に車両を貸出地に返却してください
行程途中でトラブルが発生した場合でも原則レンタル終了期日までに返却してください。（半日～翌日程度の簡単な修理で通常通り自走できる場合、日程・料金のご相談には応じます）
- 出先での修理必須で借主様が先に帰られる場合、弊社で引き上げ代行も可能ですが往復の費用をお見積りの上お支払いいただきます。
- 修理に相応の日数がかかる場合は弊社判断で別途ノンオペレーションチャージ（営業補償）をご請求いたします。
 - * 車両不動 = 110,000 円税込
 - * 車両自走可能 = 55,000 円税込

年 月 日
借受人

貸渡人

上記内容を了承しました、
後になって不服や撤回を申し立てません。